

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について

1. 背景

政府は、平成20年6月2日から30日までを「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」として、地方公共団体、民間企業等から、構造改革特区における規制の特例措置について提案・要望を受け付けました。

その提案の中に、特定疾患の患者に対して緊急で長距離の訪問診療を行う場合に使用する訪問診療用の自動車について、外見上一般車両と変わらない場合であっても、これを緊急自動車として指定できるようにすることが含まれており、関係省庁とともに国土交通省において対応を検討しました。

その結果、本件提案にあるような自動車を緊急自動車として追加することについて必要性が認められることから、平成20年度中に必要な措置を行うこととする旨「構造改革特区の第13次提案等に対する政府の対応方針」において決定され、必要な措置を行うこととしたものです。

なお、同方針を踏まえ、警察庁においても道路交通法施行令の一部改正が平成21年1月30日付けで行われ、4月1日から施行されることになっています。

2. 概要

重度の傷病者でその居宅において療養しているものについて、いつでも必要な往診を行うことができる体制を有している医療機関が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車を、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）上で緊急自動車である救急自動車として取り扱い、その車色は白色に限定しないこととするため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部を改正します。

なお、当該自動車は緊急自動車であることを他の交通に示すことができる警光灯及びサイレンを備える必要があります。

3. スケジュール

平成21年4月1日から施行します。